

第22期第5回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和3年12月23日（木）午後1時30分～午後2時30分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、
工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（9名出席）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：大山 泰
事務局：斎藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人
農林水産部水産漁港課：山田 美沙登、小松 康宏

3 議事事項

- (1) まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (2) 知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）
- (3) かご漁業の制限措置について（諮問）
- (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）
- (5) 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の照会事項について（報告）
- (6) その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② その他

4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

ただ今より、第22期第5回秋田海区漁業調整委員会を開会いたします。鎌田委員からは欠席のご連絡をいただいております。出席委員は9名で過半数に達しておりますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

○加藤会長

年の瀬のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ハタハタ漁も終盤に差し掛かり、沖合は11月まで不漁でしたが、12月からはようやく沖合・沿岸でまとまった量が獲れるようになってきました。しかし、12月22日現在の漁獲量を見ますと、沖合・沿岸合わせて273トンということで、一昨年と比べると半分にも満たないという厳しい状況です。残りの漁期で少しでも多く獲れることを願っております。今期から資源

管理の方法が変わり、地区や漁法ごとに操業日数制限で管理することとなりましたが、現時点では日数上限に達したところはないようです。

前回開催した委員会では、ハタハタの採捕制限に関する指示を発動しました。先日見た新聞記事で、金浦漁港では週末に約400人もの遊漁者がハタハタ釣りのために集まっていると知り、きちんとルールが守られているのか気になりましたが、取締結果については今後開催する委員会で報告される予定となっております。

くろまぐろについては、国際会議で大型魚の15%の増枠が決定しました。また、都道府県別の当初配分案が発表され、本県への配分は、大型魚は前年比9%増の31.3トン、小型魚は前年比24%増の26.8トンになる予定です。詳細については本日の議事で説明がありますが、少しでも多く配分されることを望んでおりましたので、嬉しい結果です。

本日は今年最後の委員会となりますので、皆様の活発なご意見と円滑な議事進行をよろしくお願い申し上げます、挨拶とします。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は船木会長代理と工藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○船木会長代理、工藤委員

はい。

7 議事

議題1：まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局より説明願います。

○事務局（保坂）

まあじ及びまいわしの令和4管理年度における知事管理漁獲可能量についての諮問です。（諮問文音読）

漁業法の改正により、都道府県別漁獲可能量（TAC）の知事管理区分に配分する数量は、都道府県資源管理方針に即して、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとされています。都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去3年間の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。

告示案をご覧ください。令和4年1月1日から管理期間が開始となるまあじ及びまいわし対馬暖流系群の数量について示しています。国の資源管理方針で、全体のうちの約80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県は、原則として配分数量を明示することと

していますが、これに該当しない都道府県は、目安数量が示され、隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分となります。本県のまあじ及びまいわし対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量は、いずれも現行水準となっており、目安数量として、まあじが313トン、まいわしは100トン未満と示されています。

なお、本県は、漁獲努力量での管理となるため、管理期間において目安数量を大きく超えることがあれば、漁獲状況に応じて、操業日数の抑制等、適宜漁業者への指導も検討してまいります。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただいまの説明について、何かご意見はございますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局(保坂)

(答申案配布後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2：知事許可漁業許可方針の一部改正について(協議)

○議長

議題2について、事務局から説明願います。

○事務局(保坂)

知事許可漁業許可方針の改正について、協議させていただきます。

漁業法が改正され、許可を行う場合は、制限措置を定め公示する必要があります。そのため、制限措置の根拠となる許可方針を一部改正したく、協議いたします。今回は、ずわいがにかご漁業とえびつぶかご漁業の改正案についてお示しします。

はじめに、ずわいがにかご漁業について説明します。改正部分は、第7(操業区域)です。これまで、方位は磁針方位と真方位の表記が混在していましたが、水産庁からの指導により、真方位に統一します。

磁北と真北には偏りがあるため、磁針方位に対して真方位は6度で補正し、磁針方位296度から真方位290度とします。この6度は、現在のずわいがにかご漁業の操業区域が定められた当時の偏りとなります。

現在、知事許可漁業での許可はありませんが、大臣許可で1件許可されており、県の知事許可方針の改正を受け、大臣許可の操業区域についても、今後見直しを検討すると水産庁から聞いております。

次に、えびつぶかご漁業について説明します。改正部分は、第3（許可の対象）の2（対象船舶）です。これまで総トン数15トン未満の船舶としておりましたが、これを20トン未満に拡大します。これにより、15トン以上20トン未満の船舶も、えびつぶかご漁業の許可が受けられることとなります。現在県内では3件許可をしており、被許可漁業者及び、操業区域が重複する底びき網漁業者に説明し、了承を得ています。意欲ある漁業者に対して許可できるよう、対象船舶の総トン数を増やし、許可方針を改正したいと考えております。説明は以上です。ご協議よろしく申し上げます。

○議長

ただいまの説明について、ご意見を伺います。

○委員

（発言なし）

○議長

なければ、この内容でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

それでは、異議なしとします。

議題3：かご漁業の制限措置について（諮問）

○議長

議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

かご漁業の制限措置に関して諮問させていただきます。（諮問文音読）

先ほどの説明と重なりますが、改正漁業法及びそれに基づく秋田県漁業調整規則では、新たに許可漁業に係る制限措置を公示しなければならないとされています。

制限措置の内容の公示案をご覧ください。表に示している内容は、許可方針に基づいたものです。議題2で示した許可方針に基づき、ほぼそのまま転記しています。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、ずわいがにかご、えびつぶかご漁業共に0件となっておりますが、今回は新規許可者を募集するのではなく、制限措置が変わったことをお知らせするための公示となります。

なお、新規申請を募集する場合は、新たに許可をすべき船舶の数について、改めて本委員会にて諮問いたします。

なお、現在えびつぶかご漁業の許可を受けている3許可者が、総トン数15トン以上20トン未満の船舶への増トンや代船にしたい場合、許可の書換え又は代船の手続きが可能となります。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

○委員

（「ありません。」の声あり）

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案配布後、音読）

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題4：日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

○議長

議題4について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について報告いたします。11月24日に日本海北部会、25日に日本海・九州西広域漁業調整委員会がウェブ会議で開催され、大竹委員には2日にわたって出席していただきました。参考までに、委員の皆様には会議資料の一部を配付しております。

はじめに、24日に開催された日本海北部会の概要を説明します。日本海北部会では、北海道から富山県までの海域を対象とした広域魚種の、日本海北部マガレイ、ハタハタ、スケトウダラ日本海北部系群の資源状況と資源管理の取組に関して、国の水産研究所と漁業調整事務所から説明がありました。

日本海系群のマガレイの資源水準は、漁獲量の推移等から低位であり、資源動向は減少と評価されました。資源管理のため、保護区の設定や漁具の制限等により、小型魚保護等を引き続き実施していくこととなっています。

日本海北部系群のハタハタの資源水準は低位、資源動向は横ばいと評価されました。資源管理の取組について、秋田県の大竹委員からは、今年から漁獲量ではなく操業日数による漁獲努力量管理とすることを説明いただいたほか、山形県の委員からハタハタ遊漁による採捕が資源に与える影響を懸念する意見があり、大竹委員から、本委員会のハタハタ採捕制限指示や釣獲状況について情報提供していただきました。会長や他の委員からも、今後、遊漁の管理も考慮すべきではないかとの意見が出されました。

スケトウダラについては、北海道日本海側の漁獲データから、親魚量は少ないものの、厳しい資源管理措置により資源は増加傾向と評価されました。

続いて、25日に開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について説明します。

議題として、広域魚種の資源管理について、先に紹介した日本海北部会の報告の他、トラフグ、ベニズワイガニ等の資源状況の取組について報告がありました。

トラフグについては、西日本での資源状況が悪いという報告があり、水産庁では資源管理強化のため、今後漁獲量管理を行うための情報収集に取り組んでいくとの説明があ

りました。

太平洋くろまぐろの資源管理については、今年の4月に一斉更新した広域漁業調整委員会指示に基づく承認状況について説明がありました。

その他、今後資源管理の対象となる魚種とスケジュール、令和4年度の国の予算要求状況について説明がありました。広域漁業調整委員会は、2月から3月のうちに、また開催される予定です。以上で報告を終わります。

○議長

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございますか。

○委員

(発言なし)

○議長

資料の、TAC魚種拡大に向けたスケジュールはどのように見るのですか。

○事務局（保坂）

こちらに挙げられているのは、数量管理の対象として検討されている魚種です。いつどのような会議を開催し、いつからTAC管理を始めるかという目標年度を示しています。TAC管理を行うために利用可能なデータの量によって色分けされています。

○議長

ここに挙げられた魚種が、いずれTACの対象となるのですね。このスケジュールによると、カタクチイワシやウルメイワシ等は令和5年度から開始となるのでしょうか。

○事務局（保坂）

水産庁では、はっきりと令和5年度から始めるとは言っておらず、このスケジュールを目標として進めていくとのことでした。

○大竹委員

日本の漁獲量の80%以上を占める魚種についてTAC管理をしたいというのが改正漁業法の考え方とのこと。ただ、魚種によっては分布が異なり、今のくろまぐろのように沖合漁業と沿岸漁業の対立もあるので、そう簡単に導入できるとは水産庁も考えていないと思いますが、関係漁業者の意見を十分に聴いて数量管理を進めていこうというのが今の流れのようです。しかし、資源評価を担当する水産研究所でもまるでデータが揃っていないというのもあり、資源評価をきちんとしなければTAC管理は不可能だと思います。現時点でデータは不十分だが、漁獲量が多いのでTAC管理に移行したいという魚種が多い印象でした。

○議長

わかりました。

他にご意見・ご質問はありませんか。

○大竹委員

日本海北部会で、本県のハタハタの資源管理の話題になり、部会長から、今まで数量管理でやってきたのに努力量管理にするのは時代錯誤ではないかという意見がありました。私と水産研究所から、地区ごとの漁獲量の偏りが激しいこと、市場外流通等の問題が発生していること等を理由として試験的に漁獲努力量管理を行っていることを説明しました。

また、山形県では、特に酒田港における遊漁者のハタハタの釣獲量が、漁獲量の数十%にも及ぶとのこと。そこで、くろまぐろのように、遊漁の規制についても考えていく必要があるという意見がありました。しかし、ハタハタ釣りは県内外から大勢の人が来る一大イベントであるため、規制となると遊漁者の反発が強く難しいのではないかという話も出ました。

○議長

秋田県では遊漁者の釣獲量が漁獲量のどのくらいを占めるのか、データはありますか。

○事務局（保坂）

令和元年度までは、県内を巡回して遊漁者数を把握するとともに釣獲量の聞き取り調査を実施しており、漁獲量の3～8%程度を占めると推定されます。

○議長

山形県では漁獲量の数十%にも及ぶとのこと、ここまで漁獲に圧力がかかるようであれば困りますね。釣獲量については今一度しっかり調査する必要があると思います。

○事務局長

遊漁の規制については、定量的なデータがないと決められないため、今後検討します。

○議長

他にご意見・ご質問はありませんか。

○委員

（「ありません。」の声あり）

○議長

それでは、次に移ります。

議題5：新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の照会事項について（報告）

○議長

議題5について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の会議については、残念ながら中止になりましたが、照会事項については、取りまとめることにしており、資料のとおりとなりましたので報告します。

まず、新潟海区からは、遊漁者に対する規制等に関する照会と、漁場基点の緯度経度表記についての照会の2件、山形海区からは、くろまぐろ規制の対応と課題・問題点に関する照会と、スピアフィッシングの実施状況と規制についての照会の2件、秋田海区からは、8月に行われた委員会で協議していただきましたが、洋上風力発電に関する委員会の関わりと漁業振興策に関する照会が1件、合計5件の照会事項でした。

事務局で、新潟、山形海区の照会事項について回答をしておりますが、秋田海区からの回答も含め、各海区の回答については、資料のとおりです。

例年、会議が開催されれば、各海区事務局からの照会事項の説明とその回答をした後、各海区委員同士の意見交換を行っているのですが、今回は残念ながらそのような場はありません。

来年度は新潟海区が担当ですが、今回の照会事項について質問等があれば、来年度に

追加照会したいと思いますので、事務局にご連絡くださいますようお願いいたします。報告は以上です。

○議長

ただいまの説明についてご質問はございますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

なければ、次に移ります。

議題6：その他

① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

議題6①について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(斎藤)

洋上風力発電関係について報告します。今回の委員会資料送付日に、洋上風力発電の新たな動きがありましたので、本日、追加資料として配布させていただきました。

前回の委員会で秋田県沖洋上風力発電の進捗状況について報告しておりますが、今回は、洋上風力発電の担当課であるエネルギー・資源振興課の方で作成した、よりわかりやすい資料を用いて説明いたします。

最も進んでいる第1ラウンドの、能代市、三種町及び男鹿市沖と由利本荘市沖については、前回と変わらず、公募占用計画の審査・評価中です。新聞にも掲載されていたとおり、当初の予定では11～12月に事業者が決まるとのことでしたが、いまだ決まっておらず、選定作業が遅れている状況です。

次の第2ラウンドの八峰町及び能代沖については、12月10日に公募が開始されました。この部分が新たな動きです。資源エネルギー庁のホームページの公募開始に関する資料を添付しており、公募受付は令和4年6月10日までです。審査等には5か月程度要するという事なので、予定どおり進むと、令和4年中に事業者が決まることとなります。

なお、この海域については、前回も報告したとおり、漁業影響調査の手法について検討する実務者会議が設置されており、2回の会議を経て調査手法の内容が決定されました。詳細は資料のとおりですので、説明は割愛させていただきますが、どの業者が選定されても、事業者は工事前からこの手法に基づき調査を行うこととなります。

事業者決定後に、関係漁業者、選定事業者、専門家等による検討委員会を開催し、より具体的な調査の内容について検討され、これに基づき調査が行われます。八峰町及び能代沖については以上です。

最後の3ラウンドの男鹿市、潟上市及び秋田市沖については、前回からの変更はなく、有望な区域として指定された段階ですが、令和4年1月に協議会を設立する予定で、第1回協議会の開催に向けて準備が行われているとの情報があります。報告は以上です。

○議長

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

○委員

(発言なし)

○議長

よろしければ次に移ります。

② その他

○議長

議題6②の「その他」ですが、事務局から、「令和4管理年度のくろまぐろの漁獲枠配分」と「マダラの資源管理手法検討部会」について2件の追加報告があるとのことですので。説明をお願いします。

○事務局（保坂）

初めに、令和4管理年度のくろまぐろの漁獲枠配分について報告します。報道等によりご存知の方も多いと思いますが、大型魚の漁獲枠15%増が正式に決定しました。これによって、日本全体では732トンの増加となります。小型魚については、残念ながら現状維持とのことでした。

増枠決定を受け、都道府県別の当初配分案が示されました。資料は案となっておりますが、国の水産政策審議会にて審議されたもので、ほぼ確定となります。秋田県は、小型魚で令和3年当初21.5トンに対して、令和4年は26.8トンで約24%増、大型魚で令和3年当初28.5トンに対して、令和4年は31.3トンで約9%増です。

大型魚で全体の枠が15%増えたにもかかわらず、都道府県別配分の増加率が少ないのは、沿岸漁業は大型魚よりも小型魚のニーズが高いということで、小型魚を多く都道府県に配分するために大臣管理漁業と調整した結果です。大型魚と小型魚を合わせると、増加率は約16%となります。今後、都道府県別の配分が正式に決定しましたら、県内の配分について改めて本委員会で諮問しますので、よろしくお願いいたします。

次に、マダラの資源管理手法検討部会について説明します。TAC魚種拡大に向けたスケジュールをご覧ください。こちらに挙げられた魚種の中で秋田県に深く関係するのが、マダラ本州日本海北部系群です。マダラについては、秋田県も、全体のうちの80%の漁獲量を構成する都道府県に含まれますので、TAC管理が決定した場合は配分量が明示されることになると思われます。

マダラ本州日本海北部系群のTAC管理を行うにあたり、漁業者等関係者を招いて意見聴取する資源管理手法検討部会が、令和4年2月頃に開催されることとなっております。本委員会でも、検討部会での意見表明をご希望される方はお声がけくださるようお知らせしていたところです。

今回、秋田県漁業協同組合から推薦があった、沖合底びき網漁業者の藤田博英さんが参考人として選任され、12月16日付けで水産庁のホームページでも公表されております。本県の漁業の状況や、TAC管理を行う上でどのような問題が生じるか等の意見を出していただく予定です。説明は以上です。

○議長

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

○委員

(発言なし)

○議長

事務局からの報告は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

○工藤委員

ハタハタ釣りについて。岸壁付近で、網に釣り針がたくさん引っかかるが、引っかかった針を見たところ、ガラ掛けやルアー等の大きい針を使っている模様。なんとか規制できないものでしょうか。

○議長

このことについて、委員会指示に照らして考えるとどうなるのですか。

○工藤委員

委員会指示ではガラ掛けは駄目なはず。良いのはあくまでもサビキでしょう。

○事務局（斎藤）

ガラ掛けは違反に該当しますが、一般的なサビキは違反ではありません。また、ルアーについては特に規制しておりません。たまに、二叉、三叉の針をサビキの下に付けている遊漁者がいますが、取締職員も今年はまだそのような者は見かけていないようです。

○工藤委員

網に引っかかった針を見ると、上は普通のサビキだが、下の針は違反と思われるものが結構ある。また、一つ二つではなく、わざわざ捨てているのではないかと思うほど多い。網をあげる際に手に針が引っかかって危ない。海上保安部が岸壁をまわって救命胴衣の着用について指導していたが、その時だけ別のところに行き、しばらくするとまた戻ってくる。漁協でも立入禁止にしているが、全く効果がない。更に厳しく取り締まるようお願いします。

○議長

取締職員の皆さんも大変だと思いますが、目を光らせて厳しい指導をお願いします。

8 その他

○議長

議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございますか。

○委員

（特になし）

○議長

事務局からは何かありますか。

○事務局（斎藤）

ございません。

9 閉会

○議長

それでは、これで第22期第5回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了